

監査報告書(財団法人江戸川環境事業団)

公益財団法人 えどがわ環境財団

理事長 土屋 信行 殿

平成 24 年 5 月 18 日

公益財団法人 えどがわ環境財団

監事 丸山 和美

公益財団法人 えどがわ環境財団

監事 磯 秀雄

私たち監事は、平成 23 年 11 月 9 日付けの監査報告書において、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの事業(予算)年度の途中である平成 23 年 8 月 31 日までの 5 ヶ月間の財団法人江戸川環境事業団(移行前の旧民法上の財団、以下旧財団)の監査意見を事業(予算)年度の終了する平成 24 年 3 月 31 日まで留保しました。事業(予算)年度が終了し、移行後の公益財団法人えどがわ環境財団(以下、当財団)の事業年度が終了したことにより、当財団の監査と共に旧財団の監査もあわせて実施しました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、平成 23 年 9 月 1 日に成立した当財団の監事に同日に就任したのち、当財団の監事として事業の執行状況について監査した。旧財団の理事会等には出席できなかったが、当財団の監査の過程で、旧財団の平成 23 年 4 月 1 日から 8 月 31 日(以下、対象期間)までの書類を閲覧するなど事業の執行状況を確認することができた。

さらに、当財団の計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書を監査する過程で、対象期間の帳簿等も閲覧するなどし、旧財団の計算書類について監査することができた。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- 二 理事の職務に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類(収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書)が、法人の収支及び損益並びに財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

以上